御代田町

教 育 大 綱

御代田町教育大綱について

平成26年6月に「地方行政の組織及び運営に関する法律」が一 部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正法では、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を教育 大綱として定めることとされています。

御代田町では、平成27年度に第5次御代田町長期振興計画を策定したことから、この基本構想に掲げた「次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります」を基本として教育大綱を定めることを総合教育会議において協議し、「御代田町教育大綱」を定めました。

平成28年2月26日

御代田町長 茂木 祐司 御代田町総合教育会議

第5次御代田町長期振興計画 基本構想

次代・郷土を担う人を育み 文化のかおるまちをつくります

教育委員会 基本理念

町民一人ひとりが生涯にわたり学びつづけ 生きがいをもった生活の実現を図ります

目次

第1節	学校教育		2
第2節	生涯学習		5
第3節	社会体育		8
第4節	人権教育	1	0
第5節	文化芸術	1	1
子育て1	10ヵ条	1	3
家庭生活	舌の手引き	1	4

第1節 地域や子どもたちの実態に応じた活力ある学校づくりの推進

第1項 幼児教育の振興

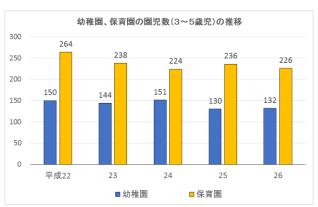
【現状と課題】

当町には、幼稚園1園と保育園4園が設置され、各施設が独自性を発揮し、多様な幼児教育と保育活動を行っています。

幼児期における教育は、小学校就学前の教育段階として、心身の健全な発達、人格の 形成、基本的な生活習慣を身に付けるための重要な役割を果たしています。このため、 幼稚園・保育園・学校・家庭・地域の連携を密にして、幼児教育に取り組む必要があり ます。

【施策】

- 1. 教育環境の充実を図っていくため、私立幼稚園への補助を継続します。
- 2.「幼・保・小・中・家庭・地域」の連携を推進し、幼児教育の充実を図ります。



園児数の推移



幼稚園プール開き

第2項 義務教育の振興

1 学校教育の充実

【現状と課題】

小中学校では、確かな学力を身に付け、思いやりのある豊かな心を育み、健康でたくましい心身の育成を図ることを目指して、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

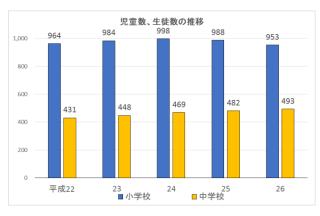
子どもたちの教育は、学校だけに任せるのではなく、学校と家庭と地域が、願いや課題を共有しながら一体となって子どもを育てるコミュニティスクールを進めていく必要があります。

中学校では、スクールカウンセラーと心の教室相談員の配置や中間教室などの支援体制を整え、思春期を迎えた生徒のサポートを行っています。小学校においてもスクールカウンセラーによる巡回や心理相談員の配置などを行い、いじめ・虐待・不登校などの対策にあたっています。

障がいのある児童・生徒に対しては、小中学校ともに、知的障がい特別支援学級と自 閉症・情緒障がい特別支援学級を編成し、一人ひとりの個性に応じた手厚い教育を実施 しています。

小学校は、昭和 52 年度の建設以来 39 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。長寿命化対策を実施して延命を図るのか、建て替え工事を実施して新校舎を建設するのか、 慎重に検討する必要があります。

- 1. 学校教育と社会教育が一体となったコミュニティスクールを推進します。
- 2. 小学校の英語体験学習授業、中学校の外国人講師による英語指導を継続して実施します。
- 3. いじめ・不登校などについて、サポート体制を強化するとともに、中学校の中間教室を活用して生徒の原級復帰を目指します。
- 4. 障がいのある児童・生徒等に対して、就学相談委員会の活用を図り、適正な就学の あり方を検討します。
- 5. 児童・生徒の学力と体力の向上を目指し、「幼・保・小・中」が連携して推進します。
- 6. 地域住民・関係機関と連携、協力しながら、町全体で児童・生徒・学校の安全確保 を図ります。
- 7. 小学校の建替えについて、検討します。



児童生徒数の推移



小学校ふるさとタイム

2 学校給食

【現状と課題】

小中学校ともに、パン又は米飯、牛乳及びおかずによる完全学校給食を、学級指導・ 教育活動で重要な位置づけをして実施しています。

地産地消・食文化・生命・自然・環境等の理解を深めるなど、学校における食育の「生きた教材」として活用し、一層の充実を図ることが必要となります。

近年食物アレルギー対象の児童・生徒が増加し、原因の食材も多様化しています。 食物アレルギーは生命に関わることから、医師の診断書による「学校生活管理指導表」 に基づいて、町費の栄養士がアレルギー専任として、献立表作成から食材発注、調理 までを一貫して管理し、代替食を提供しています。

施設面では、学校給食共同調理場を建設し平成23年度から給食の提供を始めました。国の基準に基づき汚染作業区域と非汚染作業区域を完全に分離し、フルドライシステムを導入することにより、食中毒防止の三原則「付けない」「増やさない」「殺菌する」を厳守して、衛生管理の徹底を図っています。

設備面では、塩素消毒等による衛生管理を実施しているため、金属設備がさびやすく、また、水質による水あかの付着等で設備が劣化しやすい状況になっています。このため、給食の調理や食器・食缶の洗浄作業に影響が出ないよう、施設の点検を行い、適切な維持管理を行っていく必要があります。

- 1. 学校給食を通して児童生徒の食育の推進を図ります。
- 2. 地元の野菜や果物を積極的に取り入れ、地産地消の推進を図ります。
- 3. 安心・安全な給食を提供します。
- 4. 給食の提供に支障のないよう、施設の維持管理に努めます。



共同調理場



教室での給食配膳

第2節 いきいきとした生活を楽しむための充実した生涯学習の推進

生涯学習は、町民一人ひとりの「自己充実」=「生きがいを満たす」だけでなく、自発的な意思により、自らの責任においてその方法を選択しつつ、生涯を通じて行われる学習活動です。この学習活動は自己啓発の手段としてだけではなく、その成果を様々な活動に役立てることにより、社会全体を豊かにし、前進させる大きな力にもなることが期待されています。

その拠点として、平成 15 年度に公民館・図書館・博物館の機能を有した複合文化施設「エコールみよた」が開館し、町民が主体的・継続的に様々な学習活動を行えるための学習機会を提供しています。

1 生涯学習

【現状と課題】

町民一人ひとりが個性を伸ばし、生きがいが持てる充実した生涯学習活動を進めていくためには、行政による仕組みの構築だけでなく、町民の理解と協力を得た上で、積極的に参加を求めていくことが重要です。そして「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことができる学習機会の提供に努め、その学習成果を活かすことのできる生涯学習社会の形成を図ることが必要です。

公民館は、講座・教室などの学習機会や活動の場を提供するとともに、様々な情報提供を行うなど、町民の学習活動を支援する重要な機能を持っています。

学習成果を地域の力として活かしていくため、様々な分野で活躍している町民の情報を生涯学習人材情報「人材バンク」として整備するとともに、国・県が推進する学校と地域が連携して子どもを育てることを目的とした「コミュニティスクール」においても人材情報を活用し、学習支援していく必要があります。

「エコールみよた」においては、施設運営や学習機会の提供など町民ニーズの反映に努めていくことが重要です。また、既存事業について広く周知し、さらに多くの町民の参加を促し、地域社会に密着した学習活動の拠点として、一層の機能向上を図っていく必要があります。

- 1. 引き続き、「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことのできる生涯学習 の推進を図ります。
- 2. 町民ニーズの反映に努めるとともに、生涯学習の必要性や楽しさをアピールし、関連施設の利用及びイベントの参加促進につながるよう広報活動を推進します。
- 3. 学習成果を地域で活用できるよう、「人材バンク」を整備するとともに、「コミュニティスクール」においても人材情報を活用し、学習活動を支援します。
- 4.「エコールみよた」を、町民が気軽に集い、学習活動が行える拠点として、機能向上 を図ります。

生涯学習活動状況

区分	事業名	対象	内 容
青少年	成人式	新成人	成人式を祝う式典と祝賀会・ビデオ上映会
	キックベースボール大会	小学生	スポーツを通じた心身の育成
	こども自然体験隊	小学生	浅間山を中心とした自然学習
	なんでも体験隊	こども・親	農作業を通じて食べ物の大切さを学ぶ体験学習
	合唱団つばさ	小・中学生	少年少女の楽しい合唱団
	こども生け花教室	小・中学生	生け花を学び、その楽しさを知る
	親子のふれ愛料理教室	こども・親	料理づくりを通じた大人と子どものふれ合い及 び食の学習
文化芸術	きなんしまつり	一般	総合文化展と芸能発表会
	歴史講座	一般	各地の歴史の学習
	歴史の旅	一般	各地の歴史を学ぶ研修
	ピアノリレーコンサート	小・中・一般	ピアノ愛好者による演奏会
趣味教養	いきいき学級	一般	性別・世代を超えた交流及び、生きがいと役割 の学習
	しめ縄づくり	一般	伝統文化であるしめ縄の造り方を学ぶ
	パソコン教室	一般	初心者からのパソコンの学習
人権・ 国際交流	人権学習	分館役員他	人権に関する学習
	日本語教室	外国人	日常生活に役立つ日本語の学習
公民館	書初展	小・中・一般	書初めの出品・作品の展覧会
	書初教室	小学生	書初めの学習



こども自然探検隊・キャンプ



きなんしまつり・総合文化展

2 図書館

【現状と課題】

「フレンドリー図書館」は、幼児から高齢者まで町民の多くから親しまれ気軽に利用できるよう、より魅力的な図書館づくりを町民やボランティアとともに推進しています。 生涯学習を支援するため、多様な学習ニーズに対応できるように、一般書・児童書・郷土資料・文庫・雑誌など現在、約8.8万冊を所蔵しています。

蔵書は、利用者の需要にかなった本を中心に、新刊書、各種受賞作品、児童書等を選書し、さらに利用者のリクエストにも柔軟に対応し郷土資料、行政資料、視聴覚資料なども計画的に収集しています。不足している分野の本は、必要に応じて補充を行い同館に所蔵されていない本などは、県内公共図書館を中心にインターネットを介し相互貸借を実施、他市町村の図書館とも連携を図っています。

図書館の貸出・返却・蔵書検索、蔵書管理など迅速にかつ正確に行うため、図書館コンピュータシステムを導入し、機能の中には、図書館ホームページで本の検索ができ「マイ本棚」で個人の読書履歴管理も可能になり、住民サービスの向上に努めています。

本の貸借以外にも、おはなし会、図書館フェステイバル、ミニコンサートなどのイベントや地区サロンでの朗読ボランティアなどを開催し、地域へ開かれた図書館づくりに向け活動しています。

近年、読書離れが叫ばれているなか、町では幼児期から読書に親しんでもらおうと、10か月児健診に「親子ふれ愛絵本事業」として一人ひとりに絵本を、小学1年生には好きな本を寄贈する「セカンドブック事業」を実施しています。更に読書に親しんでもらうためには、学校図書館との連携を図り、読書の機会を多くしていく必要があります。

- 1. 利用者のニーズに応えられるよう、蔵書の充実に努めます。
- 2. 幼児期からの本との出合いを大切にし、児童図書の充実を図ります。
- 3. 図書資料等の整備・活用、ホームページの充実等、県内公共図書館との連携を図ります。
- 4. 子どもたちの自己学習に図書資料が利活用できるよう、学校図書室との連携を図ります。
- 5. 町民やボランティアとともに事業を推進し、 誰からも親しまれる図書館を目指します。



図書館ボランティアのおはなし会

第3節 スポーツへの主体的な取り組みの推進

第1項 生涯スポーツの振興

【現状と課題】

町民が心身ともに健康で心豊かな生活を営むためには、生涯にわたってスポーツに 親しみ、スポーツを通じて、人と人とのふれあいや結びつきを深め、人生を豊かに過 ごすことが重要です。

町では、町民の健康づくりやスポーツ需要に応えるため、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催しています。また、日常生活においてスポーツに親しむことのできる事業の充実、指導者の養成や各種スポーツ団体への支援も行っています。

今後、各種教室や大会などの参加世代を幅広くするために、事業内容や実施時間などの見直し、また運動習慣のない町民でも気軽に参加できる運動教室、生活習慣病予防を目的とした運動等のスポーツイベントを開催していく必要があります。

- 1. 学校、地域、体育協会や各種体育団体等と連携・協力し、生涯スポーツの普及・推進を図ります。
- 2. 運動習慣のない町民でも気軽に参加できる運動教室等の取り組みを推進します。
- 3. 関係団体等と連携しスポーツ指導者の育成と研修を支援します。



みんな裸足で運動会

第2項 スポーツ施設の整備

【現状と課題】

当町は、現在 12 の社会体育施設と学校体育施設開放による小中学校体育館と校庭を有効に活用し、生涯スポーツの振興を図っています。

施設は体育館・野球場・テニスコート・屋内ゲートボール場・弓道場・マレットゴルフ場・グラウンドゴルフ場・多目的グラウンドと充実しており、各施設を点在させるのではなく、2カ所に集約したことで、住民の多様なニーズにも対応できるよう整備してあります。

しかし現在、各施設は設置からの経過年数による老朽化や不具合が生じている箇所もあり、財政事情を考慮しつつ整備・維持管理を進めるとともに、施設利用者数の動向や住民ニーズの変化などを十分考慮し、大規模な修繕あるいは建て替えも視野に入れた整備計画を作成する必要があります。

- 1. 社会体育施設の保守整備と利便性、安全性の向上を図ります。
- 2. 計画的なスポーツ施設等の整備・維持管理に努めます。
- 3. 施設整備計画を検討します。



各区対抗野球大会

第4節 人権が尊重される明るいまちづくりの推進

〇 人権教育、啓発

【現状と課題】

人権とは、人間が生まれながらに持っている自分らしく生きる権利で、だれからも侵されることのない固有の権利です。人権を守るためには国や自治体が人権保障に向けて努力する一方、町民にも自分の人権と共に他の人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重し合うことが期待されます。

人権問題は、国際化・情報化などの社会環境の変化に伴って新たな形で発生する危険性があります。実際に、犯罪被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的指向や性同一性障がいの問題、ホームレスの人たちの人権、福島第1原子力発電所の事故に由来する人権侵害等、新たな形で生じてきています。また、児童・高齢者虐待や、配偶者からの暴力など、痛ましい事件や表面化しない人権侵害が多くなってきています。こうした様々な差別の解消に向けて、教育・啓発の充実が大きな課題です。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。「人権とは何か」を一人ひとりが理解し、 日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身に付くよう、学校・家庭・地域・職場 など様々な場を通じての人権教育・啓発活動を進める必要があります。

- 1. 各種機関と連携・協力しながら、人権を尊重するまちづくりを進めます。
- 2. 様々な差別の解消に向けて、人権意識の高揚、人権教育・啓発を図ります。

第5節 文化・芸術の織りなす地域づくり

【現状と課題】

文化・芸術活動は、日々の社会経済活動から一歩踏み出し、心の豊かさを形成していくために重要な意味をもち、高まりをみせるそのニーズに対応し、複合文化施設内の博物館「浅間縄文ミュージアム」を中心に活動を展開しています。また、町内には、文化・歴史・自然の営みを示す、保護すべき貴重な文化財が数多く残されています。

〇 文化・芸術活動

文化・芸術活動の基幹をなす「浅間縄文ミュージアム」では、浅間山麓の縄文時代及び浅間火山の自然史に関する常設展、体験学習を常時行っています。開館当初は年間2万人であった来館者も、現在3万人と伸び、町内利用者とともにたくさんの人が訪れています。企画展は、地域の歴史・文化や芸術に密着したテーマで年に数回実施され、あわせて講演会・ギャラリーコンサート・ワークショップなどを開催、地域文化の再発掘を進めています。「エコールみよた」と役場新庁舎東側隣接地を含めたエリアの「芸術・文化ゾーン」について、新たな芸術活動の振興を検討していく必要があります。

〇 文化財保護事業

町には、焼町土器など国重要文化財1件、真楽寺三重塔や草越の寒の水など県指定文化財5件、小田井の道祖神まつりなど町指定文化財38件と数多くの文化財があります。 これらを後世に伝えると共に、破壊される埋蔵文化財の記録保存を行う必要があります。

- 1. 魅力ある展覧会・講演会・ワークショップ等を実施し文化・芸術の醸成に努めます。
- 2. 博物館・生涯学習・図書館が連携し、文化・芸術の振興を図ります。
- 3.「芸術・文化ゾーン」の形成と併せ、新たな芸術活動の振興について検討します。
- 4. 貴重な文化財の維持管理と、展覧会や一般公開によって、周知と活用を図ります。
- 5. 破壊の懸念される埋蔵文化財は、発掘調査により最大限の記録化を図ります。



焼町土器 (国重要文化財)



草越の寒の水 (県無形民俗文化財)

御代田町の指定文化財一覧表

区分 種別 国指定 考古資料 (1件) 考古資料 (5件) 史跡	指定年月日 平成11年6月7日	名称及び員数 長野県川原田遺跡出土品一括	所在地及び出土地御代田町塩野
(1件) 考古資料 県指定	平成11年6月7日	長野県川原田遺跡出土品一括	御代田町指野
具指定	一次11 40万7日		
ZES	昭和39(1964)年8月20日	御代田町の一里塚(江戸時代)	御代田町大字御代田字一里塚2489の口ほか
無形民俗で	(化財 平成元(1989)年7月24日	草越の寒の水	御代田町草越
天然記念物		御代田のヒカリゴケ	御代田町字坪ノ内2834の5
)	, FEMALE / (1372) 40) 121 E	ベニヒカゲ、ミヤマシロチョウ、ミヤマ	рит(сша) 1 277 F 1200 - 070
天然記念物	昭和50(1975)年2月24日	モンキチョウ(高山蝶)	浅間山麓
有形文化則	平成15(2003)年4月21日	真楽寺三重塔 1棟	御代田町塩野
町指定			
(38件) 有形文化則	昭和41(1966)年4月1日	真楽寺仁王門 1棟	御代田町塩野
史跡	昭和42(1967)年4月1日	小田井城址	御代田町御代田
史跡		宮平遺跡	御代田町豊昇
天然記念物	昭和43(1968)年10月21日	1 神代杉	御代田町塩野
天然記念物	0	真楽寺の寺叢	御代田町塩野
天然記念物	7	普賢寺の二本杉	御代田町塩野
天然記念物	7	宝珠院のアカマツ	御代田町御代田
有形文化則	昭和49(1974)年3月30日	真楽寺観音堂 1棟	御代田町塩野
史跡		馬瀬口の一里塚 2基	御代田町馬瀬口
史跡		明治天皇小休所及び御膳水	御代田町馬瀬口
天然記念物	7	アサマシジミ(高山蝶)	浅間山麓
		普賢寺大蔵経	御代田町塩野
史跡		馬瀬口下原古墳群	御代田町馬瀬口
民俗資料	昭和53(1978)年6月1日		御代田町御代田
			御代田町塩野
			御代田町御代田
			御代田町御代田
	7		御代田町塩野
			御代田町豊昇
			御代田町御代田
			御代田町御代田
			御代田町御代田
			御代田町塩野
			浅間山国有林
			御代田町上宿
			御代田町豊昇
			御代田町豊昇
			御代田町馬瀬口
			御代田町馬瀬口
			御代田町塩野塚田遺跡出土
			御代田町塩野塚田遺跡出土
			御代田町塩野塚田遺跡出土
			御代田町向原 御代田町御代田
			御代田町塩野浅間山
			御代田町御代田
			御代田町塩野 御代田町豊昇宮平遺跡出土
	天有形文化 思想的	天然記念物 昭和50(1975)年2月24日 有形文化財 平成15(2003)年4月21日 平成15(2003)年4月21日 平成15(2003)年4月1日 史跡 昭和42(1967)年4月1日 史跡 天然記念物 天然記念物 天然記念物 有形文化財 昭和49(1974)年3月30日 史跡 史跡 天然記念物 有形文化財 昭和51(1976)年4月1日 史跡 史跡 天然記念物 有形文化財 昭和51(1976)年4月1日 史跡 史跡 大然記念物 有形文化財 昭和53(1978)年6月1日 史跡 史跡 大然記念物 平成元(1989)年11月24日 有形文化財 有形文化財 有形文化財 有形文化財 有形文化財 東跡 平成元(1989)年11月24日 天然記念物 天然記念物 平成7(1995)年12月21日 天然記念物 平成9(1997)年7月25日 天然記念物	

みょたまち こそだ じょう 御代田町 子育て10ヵ条

~ だめなことは だめ! の姿勢で ~

- 1 あいさつは絆のもといつでもどこでもだれにでも
 - おはよう こんにちは ありがとう 家庭・地域全体で気持ちよいあいさつを。
- 2 早寝早起き 楽しい食事で 今日も元気だ 健康家族 三食きちんと食べさせて、家庭の味が最高の心と体の栄養です。
- 3 <u>まず親や大人が実行 社会のルールやマナー 責任と義務</u> 子どもは 親や大人の背中を見て育つと申しますから。大人が手本を!
- 4 **聞くときは 子どもの目を見て 心を聴いて 共感・受容** 親の気分や都合でふりまわさない。愛されている実感があると心が安定します。
- 5 **伸ばすには 誉め<u>る</u> 見守<u>る</u> 叱<u>る</u> 抱きしめ<u>る</u> 離れ<u>る</u>(5 つのる) 基本は誉める。タイミング良い「5 つのる」で親子が大きく成長します。**
- 6 **手伝いは キャリア教育のはじまり 物や金より体験・経験を** 生活技術(炊事・洗濯・片付け・金銭管理など)は親が子に教えておくもの。
- 7) 「もったいない」の 心 で リデュース・リユース・リサイクルを(3R) 「もったいない」の心と行動は世界が認める日本人の美しい精神です。
- びと ちいきしゃかい やく た かっどう こうどう じ こ こうていかん

 人や地域社会の「お役」に立つ活動・行動で自己肯定感を

 支え合い、助け合う中で「おかげさまで」の心や自分に自信が生まれます。
 - 9 **教えよう 広げよう つなごう 命と平和と助け合い**命の大切さ、生きる意味を教え、いじめを許さない心と行動力を育てましょう。
 - 10 ゲーム・携帯などの正しい使い方とルール指導は親の責任で 子どもを守るのは親。フィルタリングや目の届くところでの指導・管理を。

町民の皆様へ

- ・人間力や生き抜く力の基礎を身に付け、心身ともに健康でたくましい子どもを育てる第一義的な責任者は保護者・家庭です。(教育基本法第10条より)この10か条の実践をお願いします。
- ・1 (あいさつ) と2 (早寝早起き、食事) 3 (大人が手本) を重点にお願いします。
- ・家族の見えるところへはっておき、忘れないよう時々見て、取り組むようお願いします。

人間力を高める家庭生活の手引き

御代田町教育委員会の考える人間力とは

- 1、生涯学び続け、個として自立し、他者を尊重し、絆を深め共感的に生きる力
- 2、責任と義務を遂行し、規範を守り、より良い社会の建設に主体的に関わる力
- 3、歴史や伝統を尊重し、豊かな地域社会や文化形成に向け創造的に行動する力

より良い家庭生活が人間力を高めます

急激な社会情勢の変化などに負けず、生き抜いていけるためにも人間力を高めることが必要だと考えます。特に幼・保、小中学校時代は、 人間力を身につける基礎を育む大切な時期です。家庭や学校、社会の中で、わがままを押さえ、相手を大切にし、協力しあい、絆を深め、目標を持って学び、社会に貢献できる生き方を培う元は家庭です。(教育基本法第10条「教育の第一義的な責任者は家庭」より)

そこで、会津藩の子育ての掟にあるように、「だめなことは だめ!」という姿勢を持ち、<u>我が家の家訓</u>を作って日々子どもと共により良い家庭生活づくりの実践をしていただきたいと思います。

より良い家庭生活を送るための3つの柱

かぞく しゃかい きずな ふか 家族や社会の絆を深める

- 2、一家だんらんの時間をつ くり、絆を深めましょう
- 4、進んで家事の分担・手伝い をやりましょう
- 5、奉仕活動等社会の役に立 こととく つ事に取り組みましょう
- 6、外遊びや自然体験、体力 づくりを多くしましょう

せいかつしゅうかん かくりつ 生活習慣を確立する

- 1、早寝早起きをしましょう
- 2、<u>好き嫌いをしないで、</u> <u>きんしよく (朝・昼・夕) きち</u> んと食べましょう
- 3、テレビやゲーム、メールな *<- ことの約束を家族で決めて *** 守りましょう
- 4、社会のルールや決まりを まも 守り、周りの人の気持ちを がが、考えて行動しましょう
- 5、自分の夢に向かい粘り強 く取り組みましょう

家庭学習の習慣化を図る

- 1、宿題以外にも予習・復習をしましょう
- 2、決めた時間は集中して 家庭学習をしましょう

目標の時間

小学校低学年 30 分以上 小学校高学年 60 分程度 中学生 60 分以上

- 3、進んで本や新聞を読み 活字にふれましょう
- 4、夢の実現に向け、調べたり やってみたりしましょう

我が家	で取	り組	むこ	٤
-----	----	----	----	---

我が家で取り組むこと

我が家で取り組むこと

町民の皆様へ

*親子、家族で一緒に声に出して読み、我が家で出来ていること、不十分なこと、親の願いなどを話し合い、取り組むようお願いします。

*我が家で取り組むこと(家訓)を話し合って記入し、見える所にはっておいて、家族みんなで協力して取り組むようお願いします。